

補助金調書

補助金名	省エネアドバイザー派遣支援事業			担当課 (連絡先)	環境局環境政策部温暖化対策課 (TEL:092-711-4282)
交付先	団体	市内の中小企業者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	平成25年4月～平成26年2月		
(公募の場合) 応募要件	・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 ・福岡市内に事業所を有する事業者で市税を滞納していない者				
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	2	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市内の事業所を対象に実施するエネルギー使用量を削減するために専門家を派遣する事業であり、かつ、次の各号に定める要件を満たすものとする。 (1) 補助対象者への専門家の派遣は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「経営実務支援事業」に基づくこと。 (2) その他事業の目的達成のために必要な事項				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	その他	専門家の派遣のうち、省エネルギー診断の実施に供したのものについては、補助対象者が負担した額の全額とする。ただし、1施設当たり16,000円を限度とする。 専門家の派遣のうち、省エネルギー診断後の省エネルギー化のためのアフターフォローに供したのものについては、補助対象者が負担する額の半額とする。ただし、1施設当たり28,000円を限度とする。			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(3) 件	件	件	
	440 千円	(72) 千円	千円	千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	老人福祉施設、工場等にアドバイザー派遣を行った。社員への現状説明や改善点の提案(省エネ診断)をし、その省エネ診断結果に基づき、空調・照明設備をはじめとした省エネアドバイスをを行った。				
補助金交付 による効果	対象施設には毎年5%程度の省エネ効果が見込まれる				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。